



ピロリ菌のお話②

ピロリ菌に感染しているだけでは、症状などは出ませんが、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎の患者さんはピロリ菌に感染している方が多く、ピロリ菌が胃や十二指腸の炎症やがんの発生に関わっていると考えられています。

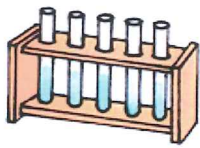
内視鏡検査またはバリウム検査で胃潰瘍または十二指腸潰瘍と診断されたり、内視鏡検査で胃炎と診断されてから、検査でピロリ菌に感染しているかどうかを調べます。

ピロリ菌に感染が疑われる患者さんのうち、①胃または十二指腸潰瘍と診断 ②胃MALTリンパ腫 ③突発性血小板減少性紫斑病 ④早期胃がんに対する内視鏡的治療後胃 ⑤内視鏡検査で慢性胃炎と診断 には保険適応で検査を受けることができます。これらに該当しなくても検査は受けられますが、自己負担となります。

検査方法は、

○内視鏡による生検組織を必要とする方法

A 迅速ウレアーゼ試験



ピロリ菌のもつ酵素のはたらきで作られ出されるアンモニアの量を調べて、ピロリ菌がいるかどうかを調べます。

B 鏡検法



採取した組織を染色して顕微鏡で観察することにより、ピロリ菌がいるかどうかを調べます。

C 培養法



採取した組織を用いて培養し、ピロリ菌が増えるかどうかを調べます。

○内視鏡による生検組織を必要としない方法

A 抗体測定



血液や尿を採取してピロリ菌に対する抗体の有無を調べることにより、ピロリ菌に感染しているかどうかを調べます。

B 尿素呼気試験



検査用の薬を飲み、一定時間経過した後に、吐き出された息(呼気)を調べて、ピロリ菌に感染しているかどうかを調べます。

C 便中抗原測定



便を採取してピロリ菌抗原があるかどうかを調べます。

になります。

ピロリ菌のお話③へ続く

監修 臨床工学技士主任
西田寛明